

令和6年度「福、笑い」研究会の認定・登録申請の受付について

令和5年9月20日

福島県オリジナル米生産販売推進本部

「福、笑い」は、本県のトップブランド米と位置づけ、希少性を確保しながらも、生産を徐々に拡大し、プレミアムな米として高価格帯で販売することで、ブランド米市場における県産米の存在感を示すほか、県産米全体のけん引役として、県産米全体のイメージアップ、販売シェア拡大及び販売価格の引き上げを図ることをもって、農業者の所得向上を目指すこととしています。

令和6年度「福、笑い」研究会の認定・登録の申請にあたっては、この「福、笑い」の目指す姿を十分に御理解の上、実施願います。

記

1 令和6年産「福、笑い」の作付面積

(1) 作付面積

令和6年産米の生産量および作付面積については、「福、笑い」生産・販売戦略に基づき、トップブランド米としての生産量を確保するため、生産量約780t、作付面積150ha（県全体）とする。

(2) 認定・登録研究会への面積の配分の基本的な考え方

令和6年産米「福、笑い」の生産については、既存生産者の作付面積が本年の作付面積より減少しないようにするほか、一人当たりの作付面積の制限は設けない。

一方で、過剰生産とならないよう高品質米生産に向けた栽培指導方法や販売先の確保状況（既存研究会の場合は、5年度の活動実績、販売先の確保状況含む）についてヒアリング時に確認する。

以上により面積を研究会に配分し、各研究会において生産者への配分を調整する。

※既存の生産者を優先する理由

「福、笑い」の高価格での販売を維持していくためには高品質・良食味な米を安定生産することが不可欠であることから、栽培経験のある既存の生産者・研究会へ優先的に面積を配分する。

なお、過年産で適切な管理ができなかった生産者は、その要因、及び生産者登録要件を遵守できることを確認した上で登録する。

2 認定・登録の進め方について

「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱第4条3項に定める申請書類を以下により提出する。

申請書類はeメールでの提出（申請書類をPDF等で添付）も可能とする。

(1) 提出先等

研究会の事務局を管轄する県農林事務所農業振興普及部・農業普及所

農林事務所 (農業振興普及部・農業普及所)		メールアドレス	電話番号
県北農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af01@pref.fukushima.lg.jp	024-521-2608
	伊達農業普及所	date.af01@pref.fukushima.lg.jp	024-575-3181
	安達農業普及所	adati.af01@pref.fukushima.lg.jp	0243-22-1127
県中農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af02@pref.fukushima.lg.jp	024-935-1310
	田村農業普及所	tamura.af02@pref.fukushima.lg.jp	0247-62-3113
	須賀川農業普及所	sukagawa.af02@pref.fukushima.lg.jp	0248-75-2180
県南農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af03@pref.fukushima.lg.jp	0248-23-1562
会津農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af04@pref.fukushima.lg.jp	0242-29-5306
	喜多方農業普及所	kitakata.af04@pref.fukushima.lg.jp	0241-24-5744
	会津坂下農業普及所	bange.af04@pref.fukushima.lg.jp	0242-83-2113
南会津農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af05@pref.fukushima.lg.jp	0241-62-5262
相双農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp	0244-26-1149
	双葉農業普及所	hutaba.af06@pref.fukushima.lg.jp	0240-23-6473
いわき農林事務所	農業振興普及部	shinkouhukyuu.af07@pref.fukushima.lg.jp	0246-24-6161

(2) 受付期間

令和5年9月20日（水）～令和5年10月20日（金） [必着] ※約1か月間

(3) 認定・登録の可否の通知について

受け付けた申請書類等は、12月中に福島県オリジナル米生産販売推進本部において「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱に基づき審査し、認定・登録の可否は書面により申請者へ通知予定。